

甲第  
4  
號證

# 外国 の 立法

ISSN 0433-096X

33-3  
191

平成7年2月

特集  
在外投票制度

国立国会図書館  
調査立法考査局

外国の立法 第33巻 3号 も く じ

〈立法紹介〉

特集 在外投票制度

I. 各国の在外投票関係法規について (解説) ..... 1

II. 米国

合衆国法典第42編第20章選挙権 (抄訳) ..... 11

行政命令第12642号 (抄訳) ..... 14

カリフォルニア州選挙法典第4章連邦選挙 (抄訳) ..... 15

公式不在者投票用書類 ..... 19

III. 英国

1985年国民代表法 (抄訳) ..... 23

1986年国民代表規則 (抄訳) ..... 33

IV. フランス

1958年10月4日憲法 (抄訳) ..... 47

選挙法典 (抄訳) ..... 47

フランス国外に居住するフランス国民の大統領の選挙に関する1976年1月31日の組織法律第76—97号 (訳) ..... 51

フランス国外に居住するフランス国民の大統領の選挙の投票に関する1976年1月31日の組織法律第76—97号の適用に係る1976年10月14日のデクレ第76—950号 (訳) ..... 54

1976年1月31日の組織法律第76—97号第5条に規定する選挙委員会に関する1977年1月27日の外務省令 (抄訳) ..... 60

選挙運動期間中における外国に設置した投票センター名簿へのアクセス権の行使に関する1981年3月30日の外務省・予算省令 (訳) ..... 60

元老院の構成及び元老院議員の任期に関する組織法律を定める1958年11月

15日オルドナンス第58—1097号 (抄訳) ..... 61

元老院議員選挙に関する1958年11月15起日オルドナンス第58—1098号を補足する1959年2月4日オルドナンス第59—260号 (抄訳) ..... 61

フランス国外に居住するフランス人を代表する元老院議員の選挙に関する1983年8月9日デクレ第83—734号 (訳) ..... 63

在外フランス人高等評議会に関する1982年6月7日の法律第82—471号 (訳) ..... 65

在外フランス人高等評議会の地位及びその構成員の選挙方法を定める1984年4月6日のデクレ第84—252号 (訳) ..... 71

V. ドイツ

連邦選挙法 (抄訳) ..... 81

連邦選挙令 (抄訳) ..... 84

VI. イタリア

下院選挙法 (抄訳) ..... 118

上院選挙法 (抄訳) ..... 118

選挙権の規律並びに選挙人名簿の管理及び改訂に関する諸法の統一法典 118

上院選挙法〔事実上失効〕 (抄訳) ..... 119

VII. カナダ

カナダ選挙法 (抄訳) ..... 121

VIII. スイス

スイス連邦憲法 (抄訳) ..... 124

在外スイス人の政治的権利に関する連邦法律 (訳) ..... 124

在外スイス人の政治的権利に関する命令 (訳) ..... 125

IX. オランダ

選挙法 (抄訳) ..... 129

X. スウェーデン

統治法典 (抄訳) ..... 136

選挙法 (抄訳) ..... 136

ドイツ連邦共和国及びスイスにおける郵便投票に関する法律 (訳) .....141

Ⅱ. オーストラリア

1918年オーストラリア連邦選挙法 (抄訳) .....144

<資料>

外国制定法リスト (ロシア・韓国) (No.181) .....156

立 法 紹 介

各国の在外投票関係法規について

はじめに

近時、国際化の進展による海外在住者の増大、政治改革等の政治に関する議論が盛んになったこと等を背景として、国民、特に在外国民に選挙参加意識の高まりが見られ、選挙権の拡大の要望が強まっている。在外国民の投票資格の拡大は、選挙制度改正の次のイシューとなりつつある。また、近代国家の進展にもたって参政権の範囲は広がってきており、選挙権の拡大はその国の民主化、成熟化のパロメーターとも思えるほどである。

そこで、ここに、サミット参加国であるアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア及びカナダにスイス、オランダ、スウェーデン及びオーストラリアを加えた10ヵ国を対象として、国政選挙に関する在外投票制度ないし在外国民の選挙参加の制度に関する法規を訳出することとした。ちなみに、日本では、1984年に在外投票制度の導入のための公職選挙法改正案が提出されたが、審議未了廃案となり今日に至っている。

次に各国ごとの在外投票制度について瞥見するが、それぞれ、選挙権の要件(「在外選挙権」という範疇を立てている国もある。)、選挙人名簿の被登録資格、投票方法、名簿登録の方式及び登録地についてごく簡単に言及した。もとより、これらは、日本の選挙制度の仕組みとして用いられている概念であり、外国には日本と異なる制度的枠組みがあるの

で、これらを単純に比較することはできない。

したがって、本来ならば、これらの点をその国ごとの選挙制度全体における機能との関連で把握することが欠かせないのであるが、あえて上記の概念に絞って在外投票制度を簡単に整理した。少なくとも、条文そのものに当たることが必要であろう。また、入手可能な資料や法体系の違いから国ごとの情報量にかなり差があることをご了解いただきたい。

解説では特に触れていないが、選挙の告示から投票期日までの日数、在外選挙人に対する権利義務や手続の告知ないし指示その他の情報提供、各種申請書、投票用紙の様式等々は、制度の根幹ではないもののその実現には欠かせないものであり、これらについてもできるだけ紹介して掲げた。特に、日本では国内の選挙においても選挙人への情報提供は、従来やや手薄かと思われるだけに参考になる点もあろうかと考えた。

比較の便宜として、次に在外投票制度上記の諸点に関して一言できる要を掲げたので参照されたい。また、選挙権の要件及び選挙人名簿の被登録資格については、相互に密接に関係して国によって異なる概念であることから、表中では一括して選挙資格とした。なお、表の作成等に当たっては、渡崎他「在外選挙——諸国の実情とわが国の問題点についての中間報告——」【外務省調査月報】(外務省大臣官房調査部調査室) 1978/Vol.1 Vol. IX No.1 (1~79頁) 28頁を参照した。

## アメリカ合衆国

在外投票に關して連邦憲法上の言及はなく、連邦レベルでの制度化への動きは、1955年連邦投票補助法の制定により連邦が軍人等の在外投票制度を各州に勧告したことに始まった。基本的な法律として「1975年在外市民投票権法」(Overseas Citizens Voting Rights Act of 1975。これについては、成田憲彦「1975年海外在留市民投票権法」本誌第16巻第1号(通巻第87号・昭和52年1月)参照。)が制定されたが、現在「1986年軍人及び在外市民投票権法」(Uniformed and Overseas Citizens Voting Rights Act of 1986)に取って代わられている。1986年連邦法の規定は、合衆国法典第42編第20章「選挙権 第一〇節——「連邦の公職の選挙における軍人不在選挙人(uniformed voter)及び在外選挙人(overseas voter)の登録及び投票」(第1973f条から第1973f-6条までに統合されている。

また、アメリカにおいては、連邦選挙について連邦憲法の規定等により、合衆国民の有する選挙権等多くの事項を州法で定めることとされている。したがって、ここでは、前記合衆国法典の規定に加えて州法の一例としてカリフォルニア州選挙法典第4章「連邦選挙」(第1301条から第1310条まで)の部分を加えて紹介する。

連邦憲法では、選挙権の要件として特定の居住を要求していないが、連邦議会議員の選挙人は原則として当該州議会の院のうち最多数の議員を有するものの選挙人の資格要件を備えなければならぬこととなっており(連邦憲法第2条第1項及び修正第17)。各州法では、大抵州議会の選挙権又はその選挙人の登録に居住要件を付している。ちなみに、アメリカでは、選挙権者を網羅的に登録する選挙人名簿はなく、逆に、選挙人は、名簿登録をしなければ実際に投票することができ

ないのが一般的である。連邦法は、各州に連邦の公職の選挙について軍の不在者選挙人及び在外選挙人に不在者投票による投票ができるようにすべき義務を課している(合衆国法典第42編第1973f-1条)。

不在者投票であるから、これを管理するのは在外市民の最終住所のあった州である(カリフォルニア州選挙法典第1303条。なお、この条文その他のカリフォルニア州選挙法典の規定は、1955年連邦法の規定とはほぼ同一の文言である)。その選挙区及び登録地は最終住所によっており(合衆国法典第42編第1973f-1-6条第5号(B)又は(C))、選挙人名簿の被登録資格は、州法による(カリフォルニア州選挙法典第1303条)。

投票方法は、郵便投票による(合衆国法典第42編第1973f-2条、第1973f-3条)。登録及び投票用紙の申請並びに投票用紙については、連邦が、各州を通じた様式を定め、及び説明書を編集・配付する(合衆国法典第42編第1973f-2-2条、第1973f-5条まで等)。各州は、連邦の公職の本選挙(general election)については、在外選挙人に、連邦の投票方式で投票することは許可しなければならぬ(合衆国法典第42編第1973f-1-1条第3号)。ただし、各州も独自の不在者投票用紙等を用いることができる(合衆国法典第42編第1973f-3-3条及び第1973f-1-2条f号)。なお、アメリカでも大抵記号式投票用紙を用いるところ、在外投票の場合において連邦方式が自署(write-in)式の不在者投票用紙を採用しているのは(同法第1973f-1-2条c項)、投票用紙に印刷すべき候補者が確定してからでは印刷及び配付が困難である等の選挙管理上の事情を考慮したためである。

イギリス

イギリスにおいては、在外投票制度は、か

つては公務員や軍人等にだけ認められていたが、「1985年国民代表法」(以下「法」という。)で出国後5年以内の一般国民も在外選挙権を有することとなり、また、「1989年国民代表法」で法が改正され、更に出国後20年以内の一般国民にまで拡大された。ここで紹介するのは、この改正後の法及び「1986年国民代表規則」(以下「規則」という。)である。

「1983年国民代表法」(以下「主法律」という。)第1条によれば、イギリスにおいて、選挙権を有する者とは、原則として、選挙人名簿に登録されている当該選挙区の住民で18歳以上のイギリス連邦諸国民(commonwealth citizen)又はフイロランド共和国民である。したがって、在外投票制度の創設は、選挙権の拡張をも意味しており、選挙権の要件と選挙人名簿の被登録資格は不可分の関係を有することとなる。在外選挙権を有する者は、原則として、いずれかの選挙区で国政選挙の選挙人として選挙人名簿に登録されている者で(主法律第1条第3項)、その選挙区に關して在外選挙人の資格を有するイギリス国民である(法第1条第1項a号及びb号)。在外選挙人の資格を有するものは、出国後20年以内の者である。在外選挙人は、その旨を最終住所の選挙区に届け出て選挙人名簿に登録をされなければならない(法第2条第1項)。第1条b号並びに第4項b号及びc号並びに第1条第3項及び第3A項)。届出の手続(規則第2条第15条から第28条まで)は、大きく公務員(規則第15条から第20条まで)と在外選挙人(同第23条から第26条まで)とに方式が分かれている。

在外選挙人届により登録されている者は不在者投票をする資格を有する(法第6条第2項)。そこで、投票方法は、通常は代理投票によることとなる(法第5条から第10条まで、特に第6条第1項及び第2項並びに規則第IV

部「不在者投票」第63条から第76条まで、特に第67条から第74条まで)。ちなみに、在外選挙人本人が、帰国して登録選挙区で投票し、又は他の選挙区から郵便投票をすることもできる(法第5条第2項から第4項まで)。また、代理人も、本人の選挙区で直接投票し、又は他の選挙区から郵便投票をすることができ(法第9条第3項)。なお、郵便投票又は代理投票を利用する際には、別にその旨の申請をしなければならない(法第6条及び第7条)。

## フランス

フランスでは、1945年にまず国外在住のフランス軍人及び公務員に対し、代理投票によって選挙に参加する道が開かれた。その後、船員等をはじめとして徐々に選挙人名簿の被登録資格を持つ国外在住者の範囲が拡大されて行き、1975年12月31日の法律第75-1329号で、国民議会議員選挙をはじめとする選挙に永住者を含む全ての在外フランス人が、代理投票によって選挙に参加する道が開かれた。

なお、郵便投票については、1946年に制度化されたが、同法律により廃止された。また大統領選挙については、1976年1月31日の組織法律第76-97号で、在外公館において投票する制度が確立されて現在に至っている。他方、元老院議員については、1988年10月4日の憲法第24条で、フランス国外に居住するフランス人は元老院に代表される旨定め、在外フランス人を代表する会議「在外フランス人高等評議会」が母体となった在外フランス人代表員となるとし、元老院がこれに同意して元老院議員となるという、一般的な在外投票制度とは異なる、海外選挙区に類似した制度を確立した。

大統領選挙は、選挙法典第2条に規定するフランス国民で、国外に居住しているもの

が登録資格を有する（フランス国外に居住するフランス国民の大統領選挙の投票に関する1976年1月31日の組織法律第76—97号）【以下組織法律第76—97号】第3条）。なお、選挙法典第12条に規定する選挙権の要件とは、年齢満18歳以上のフランス国民で、私権及び公権を有し、法の定める欠格事項にあてはまらないことである。被登録資格を有するフランス国民は、請求により自己の居住地を登録する在外の投票センターの選挙人名簿に登録される（組織法律第76—97号第3条）。フランスに帰属する国において投票センターを設置することができない場合には、当該国との国境に接する県内に各センターの管区を定める（組織法律第76—97号第2条）。投票は、選挙法典の規定に基づき、選挙人が登録されている投票センターで行う（フランス国外に居住するフランス国民の大統領選挙の投票に関する1976年1月31日の組織法律第76—97号の適用に係る1976年10月14日のデクレ第76—950号）【以下デクレ第76—950号】第29条）。本人が投票日に投票所へ赴くことができな

ない場合には、委任状により代理投票を行うことができる（組織法律第76—97号第13条及びデクレ第76—950号第33条）。代理人は委任者と同一の投票センターに登録されなければならない（デクレ第76—950号第34条）。

次に国民議会選挙については、選挙法典第2条に規定するフランス国民で、国外に居住しており、かつフランス領事に登録されているものが、被登録資格を有する。被登録資格を有する者は、選挙法典第12条に定める地において選挙人名簿に登録されることができ、また陸・海・空の軍人及びその配偶者、船上生活をしていない者についても、同様の要件に基づき選挙人となりうる（選挙法典第13条）。投票は、選挙法典第71条に基づき、代理人により行う。投票を委任する者は、

選挙法典R第72—1条、R第72—2条及びR第73条に定める方法で、委任状を作成し、選挙人名簿のある市町村の長と、代理人にそれぞれ送付する。代理人は投票所で代理人自身の選挙カードと委任状を提示することにより、選挙用封筒の交付を受け、代理人の投票は、委任状に押される証印と、欄外署名簿（チエソックのための選挙人名簿の写し）に代理人がペンで署名することによって確定する（以上選挙法典第74条）。

次に元老院議員選挙であるが、元老院における在外フランス人の参政権は、前記2つの選挙とは異なり、国内選挙と直接リンクしないユニークな制度、すなわち在外フランス人がその代表者を元老院に送るという方法を取っている。具体的には、外務大臣を議長とする在外フランス人代表の機関である在外フランス人高等評議会の構成員のうち、選挙によってその評議員となった者が元老院議員選挙人代表の元老院議員を選出することとなっている（元老院議員選挙に関する1958年11月15日オルボンヌ第58—1098号を補足する1959年2月4日オルボンヌ第59—260号【以下オルボンヌ第59—260号】第13条）。選挙は、元老院の部分改選（任期9年、3年ごとに1/3ずつ改選）のため定められた期日に実施される（オルボンヌ第59—260号第19条）。在外フランス人を代表する元老院議員の数は、制度発足から1983年までは6人であったが、1983年の組織法律第83—499号により、現在は11名となっている（元老院の構成及び元老院議員の任期に関する組織法律を定める1958年11月15日オルボンヌ第58—1097号）。選挙人の構成は、在外フランス人高等評議会の構成員のうち選挙によって選出された者であることである（オルボンヌ第59—260号第13条及び在外フランス人高等評議会に関する1982年6月7日

の法律第82—471号）【以下法律第82—471号】第1条）。選挙人の名簿の調製は、元老院議員選挙の4日前までに、対外関係大臣が行う（フランス国外に居住するフランス人を代表する元老院議員の選挙に関する1983年8月9日デクレ第83—734号【以下デクレ第83—734号】第3条）。選挙は、選挙法典第295条に定める方法、すなわち拘束名簿式比例代表制で行われる（オルボンヌ第59—260号第14条）。立候補は、選挙法典第298条及び第300条に規定する方法で行い、投票は選挙人が対外関係省に集合して行う（オルボンヌ第59—260号第21条）。やむを得ない事由により自ら投票に参加できない選挙人は、代理人によって投票を行うことができるが、この際代理人となる者は、当該選挙人の構成員でなくてはならない（以上オルボンヌ第59—260号第24条—第28条及びデクレ第83—734号第14条—第20条）。

また選挙人の母体である在外フランス人高等評議会議員の選挙方法は、任期6年・総数150名の評議員がフランス国外に居住するフランス人により直接選挙で選ばれ、3年ごとに半数が改選される。改選は地域により区分されている（法律第82—471号第1条、別表第1及び別表第2）。選挙は、選挙区に割り当てられた議席数により、相対多数制または比例代表制により行われる（法律第82—471号第7条及び第8条）。選挙資格を有する者は、満18歳以上の在外フランス人で、法律第82—471号第2条の要件を満たす者である。選挙人名簿は、領事館の管区ごとに管理委員会が調製する（法律第82—471号第2条—3—1及び在外フランス人高等評議会の地位、及びその構成員の選挙方法を定める1984年4月6日のデクレ第84—252号）【以下デクレ第84—252号】第9条）。投票は、選挙法典の規定を適用し、領事館の管区等に設けられる投票センター内の投票所で行われる（デク

レ第84—252号第31条—第39条の2）が、選挙権者が投票所へ直接赴くことができな

いときは、郵送により投票することが認められている（第84—252号第40条及び第41条）。ここでは、以上の下線を付した法令及びフランス国外に居住するフランス国民の大統領選挙の投票に関する1976年1月31日の組織法律第76—97号第5条に規定する選挙委員会に関する1977年1月27日の外務省令、ならびに選挙運動期間中における外国に設置した投票センター各簿へのアクセス権の行使に関する1981年3月30日の外務省・予算省令を釈出した。

#### ドイツ

ドイツでは、かつて公務員、軍人等及びその同一世帯に属する者に限って在外投票が認められていたが、1985年の第7次選挙法改正によりその範囲が拡大された。ここに訳出したものは、1994年3月現在の「連邦選挙法」（以下、「法」といふ。）及び「連邦選挙令」（以下、「令」といふ。）である。

ドイツの選挙権は、原則として3か月以上国内に居住している18歳以上のドイツ人が有する（法第12条第1項）こととなっており、在外投票制度は在外選挙権を前提とする。在外選挙権を有するのは、第1に前述の公務員等（同条第2項第1号）、第2に欧州評議会加盟国在住者（同項第2号）及び第3に出国後10年未満のその他の国外在住者であり（同項第3号）、第2及び第3の在外選挙権者は、いずれも出国前に3か月以上国内に居住したことがあるものに限られる。ちなみに、欧州評議会（Europarat）とは、議会議長主義国からなる国際機関で1949年に発効した欧州評議会規約に基づき設立されたものであり、欧州人権委員会及び欧州人権裁判所はこの欧州評議会の加盟国により締結された欧州人権条約に基づき設置されている。

このうち、選挙権行使して投票することができるのは、選挙人名簿に登録された者又は選挙証を有する者のみである(法第14条第1項)。在外選挙権者は、特別の被選挙資格を要しないが、通常の職権登録をしていない者に限り、選挙人名簿に申請登録する(令第16条第2項)。選挙区及び登録地は、公務員等に於いては、外国領域隣接地に居住する者で在外公館に所属しないものにあつては国内の近接地、その他の場合に於いてはその者の最上級所屬行所在地により(令第17条第2項第4号)、また、一般の在外選挙権者については最終住所による(同項第5号)。なお、船員については、特別がある(同号)。投票方法は、不在者投票に準じて、選挙証の交付を受ける必要があり(法第17条・令第25条第1項第1号等)、通常は郵便投票によることとなる(法第36条・令第66条等)。ただし、国境隣接地に居住して国内近接地に登録地とする者等は、当地に帰国して投票することも事実上可能であらう(法第14条第3項a号)。

#### イタリヤ

イタリヤでは、現在、在外有権者が帰国して投票することを金銭的に補助する制度があるものの、正確には在外投票制度はない。また、昨1993年の改正行政立法で在外投票制度に関する具体的な法規定を整備する予定であった。しかし、この改正上院選挙法規定は、海外選挙区の設置に関する憲法改正を前提とするものであったため、この憲法改正が成立しなかったことにより事実上失効するに至っている。なお、立法を委任された行政府が、上院選挙法(組合によって、下院選挙法も)自体の条文を改正することはなっていないため、敬想されていた制度の詳細については明らかでない。本稿では、イタリヤの現行の国政選挙に関する基本法規である「下院選挙法

規を定める統一法典」(以下「下院選挙法」という。)及び「選挙権の規律並びに選挙人名簿の管理及び改正に関する法律の統一法典」(以下「選挙権法」という。)の規定並びに事実上失効した改正上院選挙法の規定を紹介する。

まず、現行法においては、選挙権について居住要件はなく(選挙権法第4条)、外国に居住しても引き続き選挙人名簿に登録される(同法第11条)。労働目的出国者が帰国して投票する場合には、その帰国費用の一部を公的に負担する(下院選挙法第117条)。登録地は、最終住所等一定の選択が可能であったが、1992年に出生地に限定されることとなった(選挙権法第11条第1項参照)。

次に、事実上失効した改正上院選挙法については、選挙権を有する者につき特に制限はなく、大きな特色として海外選挙区を設けることとしていた(第8条第5項及び第6項)。投票方法については、郵便投票、在外公館での投票のほか、在外公館への郵便投票及び帰国投票も可能とすることを予定していた(同条第1項b号及びc号)。

#### カナダ

カナダでは、公務員及び軍人並びにその被扶養者のみについて在外投票が認められてきたが、昨1993年の選挙法改正により、一般国民についても認められることとなった。ここに、掲げるのはその改正後の「カナダ選挙法」(以下「法」という。)である。

18歳以上のカナダ市民は、すべて選挙人として資格を有する(qualified as electors)が(法第50条)、さらに、ある投票区における通常の居住者(ordinary resident)であるときに、その投票区で選挙人名簿に登録される権利及び投票する権利(entitlement to vote)を有することとなる(法第53条第1項)。したがって、在外投票制度は、これらの権利につ

いて例外を定めるものといえよう(法51. 1条b号からd号まで)。一般市民の在外投票は、出国後5年間に限られる点で公務員等と異なっている(法附則第11部第3部第21条第1項b号)。名簿登録及び投票は、選挙人が申請しなければならぬ(法附則第11部第3部第22条)。申請先及び選挙人名簿の管理者が首席選挙官(Chief Electoral Officer)となるので、登録地は首都オタワではないかと思われる。ただし、選挙区は、通常最後の居所と解されよう(法附則第11部第3部第22条a号及び第24条第1項)。選挙人は、投票用紙を、郵便等により直接又は在外公館等を通じて首席選挙官に送付する(法附則第11部第3部第32条)。

#### スイス

スイスでは、連邦憲法で在外スイス人の政治的権利の行使等に関して法規を定めることとなっている(連邦憲法第45条の2第2項)。この憲法の規定を受けて、「在外スイス人の政治的権利に関する連邦法律」が制定されている。ここでは、「連邦憲法」の当該条項及び「在外スイス人の政治的権利に関する連邦法律」(以下「法」という。)に、法を施行するための連邦参事会令である「在外スイス人の政治的権利に関する命令」もあわせて掲出した。なお、邦訳としては、すでに、中村英「資料」スイスの連邦事項選挙・国民投票・国民衆議(その二)「東北学院大学論集 法律学」第42号(1993年3月)175頁以下がある。

政治的権利を有する在外スイス人とは、18歳以上でスイスに住所を持たず国外に留登録をしているすべてのスイス人であり(法第2条及び第3条)、その有する「政治的権利」は、連邦の行う選挙及び国民投票(「票決」と呼ばれている)に投票する権利等である(法第3条)。

在外スイス人は、投票自治体として出身自

治体又はかつての住所地の自治体を選択することができる(法第5条第1項)。しかし、州は、政治的権利の行使や投票権者名簿の登録に係る自治体を限定する定めをすることができない(同条第2項)。

投票方法としては、郵便投票又は帰国投票によるが(法第1条第1項)、州が採用すれば代理投票によることもできる(同条第2項)。

#### オランダ

オランダでは、かつて公務員等に限られていた在外投票が、現在では在外国民一般に認められている。ここでは、1989年制定の「選挙法」を紹介する。

まず、国会下院議員の選挙権について、若干の例外を除き居住者が国内にあるか、なかを問わずに選挙権が認められている(同法第B. 1条)。選挙人は、在外公館を經由して申請書を提出することにより、ハーグ市の選挙人名簿に登録される(法第D. 3条第1項)。なお、投票地も、ハーグである(同法第L. 9条、法第M. 7条第4項及び第M. 15条)。投票方法は、代理投票(同法第M章、特に第L. 9条)又は郵便投票(同法第M章、特に第M. 3条第1項)である。後者は、ハーグ市に直接郵送する場合(同法第M章第1節総則)：ハーグ市の郵送投票所)と在外公館に郵送する場合(同法第M章第2節 オランダ国外の郵送投票所)とに分かれる。

#### スウェーデン

スウェーデン憲法典の1である統治法典では、原則として国会の選挙権を国内に居住する国民に限りつつ、在外国民の選挙権については、法律に委任している(統治法典第3章国会 第2条第1項第1段及び第2段)。一般的に在外投票については選挙法で定められているが、ドイツ及びスイスに在留する国民の在外投票については、1991年に、同年7月1日

各国在外投票制度一覧

国名	選挙資格 (選挙権の要件/被登録資格)			名簿登録		登録地		投票方法			備考
	公務員	一般	永住	申請	職権	最終住所	その他	郵便	在外公館	代理	
アメリカ合衆国	○	○		○		○		○			登録申請、投票用紙等について連邦は統一の様式を作成し、州は独自の様式を作成することができる
カリフォルニア州											
イギリス	○	○ 出国後20年間	—	○		○				○ (本人や代理人による国内からの郵便投票も可)	1989年に一般国民の選挙権を出国後5年から20年に拡大
大統領 フランス		○		○			投票センター ○		投票センター ○	○	
下院		○		○		○ 又は最終住所	○ 出生地等			○	1975年に郵便投票を廃止
在外仏人 高等評議会 (上院)		○		○			○ 在外公館	○	○		上院は、議員を選出する在外フランス人高等評議会の議員を選挙する海外選挙区での間接選挙
ドイツ	○	○ ・10年間	△ 欧州地域	○		○	△ 官吏等の特例	○			1985年連邦選挙法第7次改正で選挙権を拡大 (帰国投票も可能)

— 8 —  
外国の立法

イタリ ア	(現行)	○	—	○			○ 出生地	帰国投票 (帰国費の 公的一部負担)			正確には在外投票ではない。1992年に登録地を変更
リア	(廃案)	○			不明		不明 (海外選挙区を設置)	○ 郵送も可	○ (帰国投票も可能)		1993年上院選挙法の規定する指針に従い行政立法で定める予定だったが、同規定は憲法改正の不調により事実上失効
カナダ		○	○ 出国後5年間	—	○		? ○ 首都		○ 郵送も可		1993年選挙法改正で在外選挙権を一般国民に拡大
スイス		○			○		旧住所地 又は出身地の自治体	○		州による △	在外スイス人の政治的権利に関する連邦法律 (1975年) (帰国投票も可能)
オランダ		○			○		○ ハーグ	○		○ (在外公館を 郵便投票所として指定)	最初公務員等に認められた在外投票がその後一般国民に拡大
スウェーデン		○			○		△ 一部職権登録	△	○		1991年の時限立法で、在独・スイス選挙人の郵便投票制
オーストラリア		○	—	○		○	○ 登録登録地	○			
[参考] 日本(案)		○	—	○			○ 住民票消滅後5年以内/以後	○		○	1984年提出公職選挙法改正案：継続審議後、審議未了廃案 ○ 本籍地

95 v.33 n.3  
— 9 —

から1994年末までの施行期間を有する臨時法として特別法が制定されている。そこで、本稿では、「新治法典」及び「選挙法」の関係規定並びに「ドイツ連邦共和国及びスイスにおける郵便投票に関する法律」を記出することとした。

在外選挙権は、国内で住民登録をしたことがある18歳以上のスウェーデン国民に与えられる(選挙法第4章 選挙人名簿 第11条)。在外選挙人は、申請により中央選挙庁が選挙区ごとに作成する特別選挙人名簿に登録される(同法第4章第12条)。特別選挙人名簿に登録される者は、最終住所の選挙区に登録され(同法第4章第14条第2項)、その選挙に参加することとなる。

投票方法は、在外公館での投票となる(同法第10章 郵便局、在外公館及び船舶における投票 第7条から第11条まで)。ただし、前述の特別法によって、ドイツ及びスイスからは、直接本国に対する郵便投票によることができる(ドイツ連邦共和国及びスイスにおける郵便投票に関する法律第1条第1項)。

### オーストラリア

オーストラリアの在外投票制度は、その適用範囲が1983年に在外軍人から一般に外国民及び南極在住選挙人(Antarctic elector)に拡大されている。ここでは、1993年2月3日現在の「1918年連邦選挙法」の在外投票制度に関する規定を紹介する。なお、南極在住選挙人については、その性格上紹介を割愛した。

オーストラリアにおいては、18歳以上のオーストラリア国民は、欠格事由等に該当しない限り原則として選挙人名簿に登録される権利を有し(同法第93条第1項)。また、選挙人名簿にその氏名を選挙人として記載された者が、選挙権を有することとなる(同法第4条)。ところで、選挙人名簿は選挙区の区分区

ごとに作成されており(同法第82条第2項)、在外選挙人は、申請により出国前最後に登録された区分区の選挙人名簿に付記され、適格な在外選挙人として扱われることとなる(同法第94条第1項及び第2項)。ただし、同人には、3年以内に帰国する意思が必要であり(同法第1項b号)。その後は帰国意思の確認をしつつ申請により1年ずつ適格な在外選挙人としての取扱いを更新することとなる(同法第8項及び第9項)。

なお、適格な在外選挙人の配偶者及び子については、在外選挙人としての取扱にあたっては、別途申請により適格性を判定することとなる(同法第95条)。これらの者を別の範疇としたのは、本来の在外選挙人について、出国意思及び出国前の選挙人名簿の登録を要求したためと思われる。

投票方法は、不在者投票の一環として、登録選挙区の選挙区選挙管理官宛 場合によりオーストラリア国外の選挙区選挙管理官等宛の郵便投票である(同法第194条第1項e号並びに第2項a号及びc号)。郵便投票は、選挙の都度申請により一投郵便投票人登録簿に登録して行わなければならない(同法第182条から第200条まで、特に第184条から185条まで)。

(簡島太郎、伊藤吉博)

### ◇米国◇

## 合衆国法典 第42編第20章 選挙権

42 U.S.C. ch.20 Elective Franchise

第1—G節—連邦の公職の選挙における、重なる不在選挙人 (absent uniformed services voters) 及び在外選挙人 (overseas voters) の登録及び投票

### 第1973ff条 連邦の責務

(a) 大統領は、この節に基づき連邦の機能に対する最も重要な責務を担う、行政部の長を任命しなければならない。

(b) 大統領により任命された者の職務  
大統領により任命された者は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1)この節の規定を実施するために、州及び地方の選挙管理官と協議すること。  
(2)第1973ff—3条に基づき州により、各州において使用させる不在選挙人の登録申請書及び不在者投票用紙の申請書とともに内容とする。公式の郵便はがき用紙を定めること。  
(3)連邦の公職の本選挙における投票について、在外選挙人のための連邦の自書式の(write-in)不在者投票用紙に関する第1973ff—2条を実施すること。  
(4)第1973ff—3条に基づき州により、各州において使用させる不在者投票用紙の郵便封筒の様式を定めること。  
(5)AA州の不在者登録及び投票手続に関する説明資料及び(B)日付、所轄の官署及び投票用紙に印刷される質問文等、特定の選挙に関する情報をできる限り編集し、かつ、配付すること。

までに、選挙人の投票についての統計学上の分析、州と連邦の協力に関する説明その他のこの節に基づき援助の有効性に関する報告を、大統領及び議会に提出すること。  
(c)その他の連邦職員

### (1)総則

政府の各省庁、部局又は機関の長は、大統領により任命された者の要求に応じて、投票に関する書類を配布し、その他、この節の規定を実施するにあたって協力しなければならない。

### (2)共通役務局長官

大統領により任命された者の指示により、共通役務局長官は、(b)項に基づき定められた)公式の郵便はがき用紙及び(第1973ff—2条に基づき定められた)連邦の自書式の不在者投票用紙を配付しなければならない。

### 第1973ff—1条 州の責務

各州は、次に掲げる事務を処理しなければならない。

(1)連邦の公職の本選挙、特別選挙、予備選挙又は決選投票に関して、軍の不在選挙人及び在外選挙人が、不在者登録手続を利用し、及び不在者投票用紙による投票をすることを許可すること。  
(2)連邦の公職の本選挙、特別選挙、予備選挙又は決選投票の選挙に関して、軍の不在選挙人及び在外選挙人からの有効な選挙人登録申請書が、選挙前30日までに州の当該選挙管理官によって受領されたときは、当該申請書を受け取り、及び処理すること。



# CONTENTS VOL. 33 No. 3

## Voting Overseas

I	The Legislation on Voting Overseas in various countries. ....	1
II	USA .....	11
III	UK .....	23
IV	France .....	47
V	Germany .....	81
VI	Italy .....	118
VII	Canada .....	121
VIII	Switzerland .....	124
IX	Netherland .....	129
X	Sweden .....	136
XI	Australia .....	144
 <Appendix>		
	List of Acts (Russia, South Korea) No.181 .....	156

---

外国の立法 第33巻3号 編集兼 国立国会図書館調査立法考査局  
(通巻第191号) 発行者

東京都千代田区永田町1丁目10番1号 電話 (3581) 2331

平成7年2月15日

印刷所 文唱堂印刷株式会社

---

\* 本誌に掲載された記事を全文又は長文にわたり抜粋して転載される場合には、必ず事前に当局庶務課へ連絡を願います。